

## 新型コロナウイルス感染症対策に係る対応について（一部抜粋）

県教育長より

## ★ 1～9略

## 10 新型コロナワクチン接種について

- 希望する教職員については、市町からの接種券が届き次第、早期にワクチン接種を行うよう勧奨すること。
- 教職員が勤務時間中にワクチン接種を行う場合の服務については、公務の運営に支障のない範囲において、職専免として取扱うこと。
- ワクチン接種を希望する児童生徒が早期に予約、接種を行うよう、ワクチン接種に係るポスターの校内掲示やチラシの配布を行うほか、国が配信している動画も活用して広報すること。

※首相官邸の動画サイト

[https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/vaccine\\_arch.html](https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/vaccine_arch.html)

- 児童生徒が平日にワクチン接種を行う場合やその副反応により休養する場合は、「出席停止」として欠席扱いとしないことを保護者および児童生徒に対して周知すること。（令和3年6月28日付け高教第1061号通知「新型コロナウイルス感染症に係る指導要録等の記載について（追加）」を参照）

【問い合わせ先】 福井県教育庁	〈連絡調整に関すること〉
	教育政策課 0776-20-0557
	〈教職員の服務、教職員のワクチン接種に関すること〉
	教職員課 0776-20-0565
	〈生徒・学校行事、文化部活動、学校リエゾン派遣に関すること〉
高校教育課 0776-20-0549	
〈感染症予防、運動部活動、生徒のワクチン接種に関すること〉	
保健体育課 0776-20-0384	